

(別紙1)

県内市町村における成人を祝う式典等について（令和6年）

鹿児島県教育庁社会教育課

1 対象年齢と式典の名称

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる改正法が令和4年4月1日から施行されたが、令和6年の県内の全市町村における成人を祝う式典等は、原則、20歳を対象とし、名称については「二十歳の集い」、「二十歳を祝う会」などとしている。

(各市町村の開催予定は別紙2のとおり。)

2 実施期日の状況

(令和5年12月18日現在)

年 月	令 和 6 年 1 月										実施計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
市町村数	0	8	16	10	4	1	3	1	0	0	43

※ 令和6年の成人の日（1月8日）に成人を祝う式典等を実施するのは十島村のみ。

※ 開催日が地区により異なる霧島市については、対象者の多い1月5日として計上している。

3 参加対象者数

17,614人（男性 9,127人 女性 8,487人）

※ 各市町村では、住民登録のない帰省者等も成人を祝う式典等の参加対象としている。

<参考>

平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの者（同一学年の学齢を基準。令和5年10月1日現在の住民登録者数。）

13,944人（男性 7,001人 女性 6,943人）